

申込みに必要な書類

- 保証協会申込書類等
 - 税務証明書
 - 個人市県民税または法人市民税の納税証明書
 - 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書
 - その他
 - 設備資金は「見積書」、「カタログ」、「平面図」
 - 許認可業種は「許認可証の写」
 - 法人は「履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）」
「定款の写」
(上記2つは未提出の場合及び提出分に変更がある場合)
「決算書（原則2期分）」「残高試算表」
個人は「確定申告書の写（原則2期分）」
 - 申込者及び連帯保証人の「印鑑証明書の写」
 - 特定非営利活動法人は特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等
4. 資金によっては別に必要な書類を定めています。
- ※ 金融機関、県信用保証協会において、金融調査及び信用保証調査を行うときに上記のほか「帳簿」等の提出を求められる場合があります。

中小企業者の定義

(中小企業信用保険法第2条)

区分	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業員	従業員
製造業・運輸業 建設業・不動産業等	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円	100人	5人
サービス業	5,000万円	100人	
小売業	5,000万円	50人	

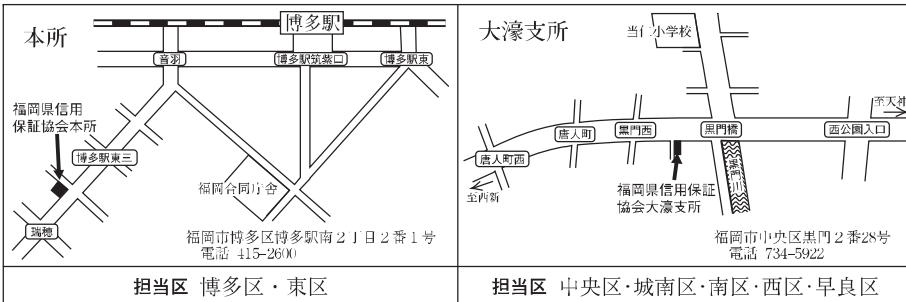
※中小企業者とは、資本金が従業員のうちどちらか一方の条件を満たしている企業です。
※個人企業の従業員数は、経営者及び経営者と生活を共にする専従者を除きます。
※政令で定められた特例業種（ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業、酒造業、興業）及び特定非営利活動法人については、左記の定義と異なりますので、詳しくは経営支援課までお問い合わせ下さい。

非対象業種の主なもの

これ以外の業種については、ほとんどのものが対象になります。

農林漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、サービス業の一部（政治・経済・文化団体、宗教法人等）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項から第10項に規定する風俗営業 など

県信用保証協会の位置図



令和5年度 福岡市商工金融資金制度

中小企業向け 融資のご案内

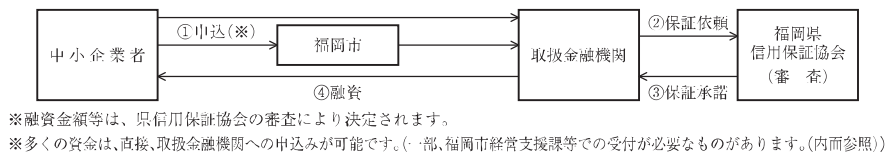
商工金融資金制度は、市内で事業を営む中小企業の方々が必要とする事業資金を長期・低利でご利用いただくための制度です。お気軽にご相談ください。

申込みいただける方

- 本市に事業所を有し、事業を営んでいること
 - 福岡県信用保証協会の保証対象業種で、中小企業者であること^(注)
 - 許認可等を必要とする業種は、許認可を受けていること
 - 市税に係る徴収金に滞納がないこと
 - 銀行取引停止処分中ではなく、6ヵ月以内に第1回目の不渡を出していないこと
 - 県信用保証協会との関係で事故（求償権行使中・延滞中）がないこと
 - 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
 - 融資金の返済が確実なこと
- ※融資金の種類によっては、別に資格要件を定めています。

(注) 特定非営利活動法人及び法律により中小企業信用保険法第2条の中小企業者とみなされる一部の社団法人、財団法人を含みます。

申込みから融資まで



信用保証料について

福岡市商工金融資金制度では、県信用保証協会に支払う保証料の一部を市が助成しており、利用者の負担を軽減しています。

	協会所定保証料率	助成による負担軽減		利用者負担
		福岡市	福岡市	
商工業振興資金	0.45%~1.90%	▲0.09%~▲0.24%	▲0.36%~▲1.66%	0.36%~1.66%
小規模事業資金	0.50%~2.20%	▲0.17%~▲0.48%	▲0.33%~▲1.72%	0.33%~1.72%

スタートアップ資金は市と県信用保証協会がそれぞれ1/2ずつ助成することで、利用者負担を0.00%としています。

	協会所定保証料率	助成による負担軽減		利用者負担
		福岡市	保証協会	
スタートアップ資金	0.95%	▲0.475%	▲0.475%	0.00%

※これら以外の資金でも、市が保証料を助成しております。各資金の保証料率は内面の「保証料率(年)」欄をご参照ください。

福岡市中小企業サポートセンターのご案内

融資の相談のほか、経営全般に関する相談窓口を設置していますので、ご利用ください（経営相談は要予約）。相談は全て無料です。

相談口	相談時間	お問い合わせ・予約
月～金 (祝休日と 年末年始を 除く)	9:00~17:00 (融資相談) (※受付は16:30まで) 9:30~17:00 (経営相談)	博多区博多駅前2丁目9-28 福岡商工会議所ビル2F <お問い合わせ> 電話 441-2171 (福岡市経営支援課) <相談予約> 電話 441-2161 (福岡商工会議所 経営相談部)

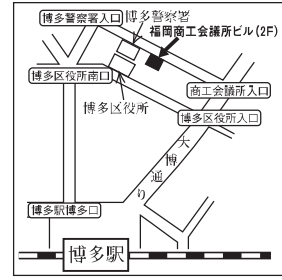
福岡市中小企業サポートセンター 経営支援課経営金融係

〒812-0011
福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 福岡商工会議所ビル2F
電話 441-2171・441-0505 FAX 441-3211

福岡市中小企業サポートセンター 検索



「融資のご案内」は制度のあらましです。
詳しくは経営支援課までお問い合わせください。



商工金融資金制度のあらまし

主な融資条件を記載しております。
詳しくは経営支援課までお問い合わせください(電話441-2171・441-0505)。

(令和5年4月1日現在)
※融資条件は、経済情勢等によって変わることがあります。

区分	融資金名	対象	融 資 条 件					保証料率(年) (借受者負担分) (注2)	保証人	担保	申込場所	
			資金使途 (注1)	融資限度額	融資期間	うち償還	融資利率 (年)					
一般資金	① 商工業振興資金	中小企業者等	設備・運転	1億円	5年以内 5年超 10年以内	1年以内 2年以内	1.5% 1.7%	0.36~1.66%	原則として個人・不要 法人：代表者	必要に応じて	福岡市経営支援課 福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 電話 441-2171・441-0505 FAX 441-8211 (申込可能資金) 左記①-②のすべての資金	
	② 小口事業資金(注3)	中小企業者等 小規模企業者	運 転 設備・運転	3,000万円 (注4) 2,000万円	1年以内 10年以内	1年以内 2年以内	1.4% 1.3%	0.33~1.72%				原因として不要
経済対策資金	③ 一般枠 経営安定化特別資金 (事前に市の認定が必要) 経営改善借換資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 ア、最近3ヶ月の売上高または売上総利益率等が過去5年間のいずれか同期と比較して3%以上減少している方 イ、最近3ヶ月の主要な原材料の仕入単価が前年同期と比較して3%以上上昇している方 ウ、取引先の倒産等により、債権回収が困難になった方 セ、ファイナネット保証(1-8号)、危機関連保証の認定を受けた方	設備・運転	1億円	10年以内	2年以内	1.3%	0.23~1.30%	原則として個人・不要 法人：代表者	必要に応じて	福岡商工会議所 福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 電話 441-2161 早良商工会 福岡市早良区東入部2丁目11番10号 電話 603-2219 志賀商工会 福岡市東区西戸崎1丁目5番18号 電話 603-0112 〈申込可能資金〉 左記①-②の資金。ただし ・建設借換資金の一部要件を除く。	
		経営行動に係る計画を策定し、かつ、売上高又は売上総利益率又は売上高営業利益率が前年同期比5%以上減少している方	設備・運転	1億円	10年以内	2年以内	1.3%	0.40%				
		経営行動に係る計画を策定し、かつ、売上高又は売上総利益率又は売上高営業利益率が前年同期比5%以上減少している方	設備・運転	1億円	10年以内	5年以内	1.3%	0.00% (保証料率) 0.00%の残存借入金から借換の場合 0.20~1.15% (上記以外の場合)				
		経営行動に係る計画を策定し、かつ、ファイナネット保証5号の認定を受けている方	設備・運転	1億円	10年以内	5年以内	1.3%	0.00% (保証料率) 0.00%の残存借入金から借換の場合 0.20% (上記以外の場合)				
特定 新規事業支援資金	④ 経営改善サポート資金	事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)の申込人資格要件に該当する方	設備・運転	2億8,000万円	15年以内	5年以内	1.2%	0.10%	原則として個人・不要 法人：代表者	不要	指定金融機関 〈申込可能資金〉 左記①-②の資金。ただし ・建設借換資金の一部要件を除く。 ・⑥のうちステップアップ資金については、要件ア、及び要件オでの申込で、認定経営革新等支援機関であるものに限る	
		⑤ 分社化資金	県内の会社であって、現在の事業を継続しつつ、新たに市内で会社を設立される方(新会社で事業を開始してから5年未満の方を含む)	3,500万円	10年以内	2年以内	1.3%	0.81%				
		⑤ (注3) スタートアップ資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 ア、事業を営んでいない方であって、市内で新たに事業を開始される方 イ、事業を開始後2年を経過していない方であって、それまで事業を営んでいなかった方 ウ、スタートアップ資金のいずれかの要件に加え、女性である方	3,500万円 (創業前は2,000万円)	10年以内	2年以内	1.3%	0.00%				
		⑤ 女性スタートアップ資金(注5)	スタートアップ資金のいずれかの要件に加え、50歳以上である方		10年以内	2年以内	1.2%	0.00%				
		⑤ 1000スタートアップ資金(注5)	スタートアップ資金のいずれかの要件に加え、50歳以上である方		10年以内	2年以内	1.3%	0.50%				
		⑥ 成長支援資金	スタートアップ資金のいずれかの要件に加え、50歳以上である方	10年以内	2年以内	1.3%	0.50%	一定の条件を満たし、借受者保証を不要とする場合は、借入保証料に0.25%をプラス				
⑥ 新事業開拓資金	成長や事業の拡大等に向けた取り組みを行う方で下記のいずれかに該当する方(注6) ●市の施策に関する要件 ア、福岡市トライアル優良商品認定事業による認定を受けた方 イ、ふくおか「働き方改革」推進企業認定制度による認定を受けた方 ウ、生産性向上特別措置法に基づき、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための先端設備等導入計画を策定し、本市の認定を受けた方 エ、福岡市 Well-being or SDGs 登録制度によるマスコット登録された方 など ●事業承継に関する要件 オ、事業引継ぎ支援センターの支援を受けて、M&A等の事業承継を行う方 カ、現在の事業を継続して市内で1年以上営んでいる方で、日本標準産業分類の小分類が異なる事業を新たにを行うための資金が必要なる方		2億8,000万円	5年以内 5年超 10年以内 15年以内	1年以内 2年以内	1.1% 1.3%						
⑥ 第二創業・多角化資金	現在の事業を継続して市内で1年以上営んでいる方で、日本標準産業分類の小分類が異なる事業を新たにを行うための資金が必要なる方		5,000万円	10年以内	2年以内	1.4%	0.33~1.56%					
政 策 的 資 金	⑦ 商工業振興資金 継続型バックアップ資金(注7)	1期以上の決算(個人の場合は確定申告)を行っている方	運 転	(注8) 3,000万円	(注9) 1年以内	一括返済	1.1%	0.36~1.31%	原則として個人・不要 法人：代表者	必要に応じて	(注1) 設備資金については原則市内に設置するものに限りますが、①、②、④、⑤については市外への設備資金の中込みも可能です。ただし、市内から市外へ移転するための資金を除きます。 (注2) 保証料率は経営状況等に応じて適用されます。なお、借入保証料率の保証料率は1.90%以下(責任共有外保証料率は2.20%以下)ですが、市が一部負担することにより、借受者の負担を軽減しています。(表面の「借入保証料について」をご覧ください) 別途、有担保による保証などで保証料率が割引される場合があります。詳しくは借入保証協会へお問い合わせください。 (注3) 小口事業資金、創業支援資金については、特定非常勤活動法人はご利用いただけません。 (注4) 小口事業資金は、既存の保証付き融資残高との合計が2,000万円の範囲内となる新規保証が対象となります。 (注5) 個人の場合は事業主、法人の場合は法人代表者が女性又は50歳以上である場合が対象となります。 (注6) 対象となる施策等については、福岡市経営支援課にお尋ねください。 (注7) 1中小企業者11月限りの利用となります。また、既存の借入金(保証協会の既存の保証付融資、プロパー融資等)の借換には利用できません。 (注8) 直近決算(確定申告)の平均月商の2倍が3,000万円に満たない場合は、その平均月商の2倍が上限となります。 (注9) 2回までの更新(同資金で同額(又は増額・減額)での借換)により最長3年間の継続利用が可能です。ただし、更新は同一金融機関のみでの取扱となります。なお、更新手続きは新規申込みと同様、審査が行われます。	
	⑧ ワールドビジネス振興資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 ア、輸出入の決済資金が必要な方 イ、直接自らが取引を行った輸出入品の卸・小売を行うための資金が必要な方	設備・運転	1億円	1年以内 1年超 5年以内 5年超 10年以内	1年以内 2年以内	1.0% 1.2% 1.3%	必要に応じて保証に付与(付保の場合) 0.23~1.30%				
	⑨ 災害復旧特別資金	一般枠 特例枠	火災、風水害等の災害により、市内で損害を受けた 激突災害の復旧・災害救助法の適用を受けた災害等により市内で損害を受けた方	設備・運転	5,000万円	10年以内	2年以内	1.3% 0.9%				0.23~1.30% 0.00%
	⑩ カーボンニュートラル資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 ア、再生可能エネルギー設備又は省エネルギー設備の導入資金が必要な方 イ、次世代自動車(EV・PHEV・FCV等)及びEVの充電設備の導入資金が必要な方	設 備	1億円	15年以内	2年以内	1.1%	0.23~1.30%				
	⑪ 設備対応資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 ア、事業活動に必要な設備を導入される方 イ、市企業減価償却の協選に基づき、定額減の工場、事務所等を移転または新設する方 など	設 備	2億8,000万円	10年以内 10年超 15年以内	2年以内	1.3% 1.5%	0.33~1.56%				
	⑫ 共同事業資金	指定高度化資金	県の高度化資金の貸付対象となった協同組合等	設 備	事業費から国庫の貸付を差引いた残額の2/3	10年以内 10年超 20年以内	3年以内	1.3% 1.5%				必要に応じて保証に付与(付保の場合) 0.15~1.90%
		準指定高度化資金	県の高度化資金の貸付を受けないで高度化事業を行う協同組合等	設 備	2億円	10年以内 10年超 20年以内	3年以内	1.3% 1.5%				必要に応じて保証に付与(付保の場合) 0.15~1.90%